

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ヤプリと称し、英文では Y a p p l i , I n c . と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットサービスの企画及び開発、販売
2. インターネットを利用した各種情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業
3. ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営
4. 各種システム、ソフトウェアの企画、開発及び販売
5. コンピュータ・ネットワークの構築、設計、開発、設置、工事、保守、管理
6. サーバーの設置・管理、システム構築支援・開発
7. インターネットを利用した商品購入に関する斡旋業務
8. 広告及び宣伝業
9. コンサルティング事業
10. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、43,754,400株とする。

### (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてこれを取り扱わない。

### (株式取扱規程)

第10条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使の方法は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長その他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

(書面決議)

第25条 当会社は、取締役が提案した決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項に

については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

② 当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役（過去に取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の行為による賠償責任を、法令の限度において取締役会決議によって免除することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の選任決議の定足数は、本条第2項の規定を準用する。
- ⑤ 第3項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の残存期間と同一とする。但し、前条第3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

② 当会社は会社法第426条第1項の規定により、監査役（過去に監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の行為による賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### (会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。  
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2020年9月14日 最終改定